

# Bridge通信

No.23 平成26年2月発行

『事例』から学ぶ育児と労務管理のポイント

## 第12回 懲戒（制裁）処分の種類



社長！このたびは、営業車両をぶつけてしまい、本当に申し訳ありませんでした！

うむ。報告は聞いている。ケガが無くて本当に良かったよ。  
ただ、営業車両についてだが…、廃車にすることにしたよ。保険会社に確認したら自損事故の場合には保険が使えないということだった。  
…営業車両が足りなくなったから、一台新しく購入しなければいけないな…。  
とにかく、反省しているとはいえ、君が不注意により会社に損害を与えてしまったことは事実だ。当社就業規則の懲戒条項に基づき、君には何らかの懲戒処分を下すことにする。わかったね。



廃車！！購入！？…わかりました。…社長、僕は、覚悟しております…。

社務士さん  
ここが知りたい！

### 『懲戒（制裁）処分の種類』

「懲戒（制裁）処分」の種類には色々なものがありますが、実情を反映すると、次のようなものが一般的です。これらの中から、労働者が行ってしまった行為に相当する懲戒処分を決定することになります。

- ① 訓戒（くんかい）  
→ 顛末書（てんまつしょ＝報告書と同じ）を提出させ、口頭で注意する。
- ② 譴責（けんせき）  
→ 顛末書と始末書（反省文）を提出させる。
- ③ 減給（賞与を含む）  
→ 顛末書を提出させ、賃金カットを行う。  
※労基法91条により、1回の額が平均賃金の1日分の半額を超え、一賃金支払期間の賃金総額の10分の1を超えてはいけません。
- ④ 出勤停止  
→ 顛末書を提出させ、一定期間出勤を禁止。その間の賃金は不支給。
- ⑤ 昇給停止  
→ 顛末書を提出させ、定期昇給を行わない。
- ⑥ 降格  
→ 顛末書を提出させ、役職等級制度がある場合に、役職や等級を引き下げる等。
- ⑦ 諭旨退職（ゆしたいしょく）  
→ 顛末書を提出させ、退職を勧奨する。従わない場合は懲戒解雇。
- ⑧ 懲戒解雇  
→ 顛末書を提出させ、罰として解雇する。最も重い処分。



(有)上東労務管理事務所

子育て支援研究室 Bridge

鹿児島市薬師二丁目24番26号

TEL 099-250-6985 FAX 099-250-6680

上東事務所

 Click

[ホームページもご覧ください](#)

